

日本共産党の広次忠彦です。通告にそって、1問1答方式で質問します。

最初に、大分市総合計画について質問します。今年3月、「まち・ひと・しごと創生 大分市総合戦略」が策定されました。国が基本方向となる「総合戦略」を閣議決定し、地方自治体に「戦略」をつくらせたものです。人口減少による地域衰退や「東京一極集中」のゆがみを打開することは、多くの国民が切実に求めているものです。しかし、安倍政権の「地方創生」は、その願いにこたえているとはいえません。安倍政権は、「アベノミクスの効果を全国的に波及させ、地域経済の好循環をもたらす」ことを掲げています。ところが、「世界で一番企業が活躍しやすい国」にむけ、地方をつくりかえ、大企業のために、雇用や医療、農業など、国民の生活と権利を守ってきた規制の緩和や撤廃を、全国に押しつけるのが狙いといわざるをえません。

大分市の場合、「総合戦略」や提案されている大分市総合計画では、「広域交通ネットワーク」で、東九州新幹線の整備実現などを推進するとしています。大企業のための目標があらたに加わったようなものです。

そこで質問しますが、「総合戦略」や、提案されている大分市総合計画は、国のすすめる大企業のための「地方創生」と一体となった計画といわざるをえませんが、見解を求めます。（質問1）

つぎの質問に移ります。税務行政についてです。1点目は、徴収のあり方、滞納を抱えている納税者への対応です。支払う意思があるにもかかわらず、市のいう期限内でないと受けつけないという声を、また聞きました。その理由に、「完納している人との公平性」を言われます。税を完納するという必要と思いますが、生活できないような徴収は問題です。また現年度分でも、「4回

の納期どおりでは支払いにくく、毎月の分割で納付したい」という要望も、「公平性」を理由に断っています。市税などを支払う努力をされている市民の立場にたって、徴収するようにすべきです。

そこで質問しますが、例えば現年度分の納入について、年度末までに完納できれば、公平性は保たれると考えますが、見解を求めます。(質問2)

もう1点質問します。滞納がある人の納付においては、現年度分プラス本人の生活を圧迫しない程度の加算で、完納への展望をもつようにした方が、納付の意欲がわくのではないのでしょうか、見解を求めます。(質問3)

つぎの質問に移ります。2点目は、債権管理条例についてです。この条例制定の背景と目的に、「未収金徴収対策会議の設置し、未収金額の縮減はもとより、職員の意識改革とスキルアップ、各債権所管課における知識・ノウハウの蓄積など、一定の成果をあげている」としてありますが、市のいう期限内の納付のみを要求することが、意識改革やスキルアップなののでしょうか、疑問です。

そこで質問しますが、条例の制定が、さらなる徴収の強化につながるだけにならないのでしょうか、見解を求めます。(質問4)

つぎの質問に移ります。市施設の利用料についてです。4月の熊本・大分地震の直後で、余震が続いていた時期、ホルトホールの大ホールを利用しようとしていた団体が、参加者の安全を考えて、キャンセルしようとしたことが、「施設が開いているので、キャンセルしても使用料の返還はできない」ということでした。その団体は、日程の変更も検討されたようですが、延期申請の期限が過ぎていたので、それもできませんでした。

そこで質問しますが、市では災害対策本部が設置されていた時期であり、こ

うした期間の利用については、キャンセルした場合、使用料の返還などに応じるべきではないでしょうか、見解を求めます。(質問5)

つぎの質問に移ります。住宅行政についてです。廃止予定の市営野津原愛宕住宅に入居されている方から相談がありました。「廃止ということで、簡単な修繕しかしてもらえず、安心して住めない。お風呂が壊れそうだが、改修にお金がかかるが、数年で移転しなければならず困っている」という内容です。廃止が決まっている市営住宅の入居者については、希望者は別の市営住宅に移転できないでしょうか、見解を求めます。(質問6)

建築経過年数や、シロアリ駆除の経費などを考えると、新しく建設中の小屋鶴住宅に入るなどは考えられないでしょうか。見解を求めます。(質問7)

つぎの質問に移ります。育成クラブを利用されている方から「耐震性はだいじょうぶなのか、AEDを設置してほしい」などの声が寄せられています。

そこで質問しますが、耐震性と避難訓練などについて、どのような対策をとられているでしょうか、見解を求めます。(質問8)

学校体育館にはAEDが設置されていますが、学校が休みのときなどに、緊急を要する場合には、ドアのガラスを割って入るしかありません。グラウンド利用者や、育成クラブも利用できるように、グラウンドの近くなどの屋外にも設置することが望ましいと考えますが、見解を求めます。(質問9)

碩田学園が設置されることになります。新設校に育成クラブを設置することは当然ですが、統合される学校区にも、育成クラブを残す考えはないでしょうか

か、見解を求めます。(質問10)

(総合戦略でも基本計画でも4082人にする計画との関係)

最後に、教育行政について質問します。「義務教育学校」の設置条例が提案されています。小中一貫校の実態について、国として調査したものがほとんどなく、教育的効果や問題点が検証されていません。また学校統廃合をさらに加速させる手段となることが危惧されます。さらに、小学校段階から複数の学校制度、教育課程が設けられ、教育の機会均等が崩される可能性があります。小中一貫教育の成果としてあげられているいじめの減少や学力向上などのデータは、他の要因で容易に変化するもので成果と言えず、小学校高学年での主体性の成長が損なわれるなどの弊害もあると考えられます。

そこで質問しますが、義務教育学校・小中一貫校の教育的効果について、あらためて見解を求めます。(質問11)

小中一貫教育において、カリキュラムの見直しで教員の負担が増え、子どもたちのストレスが増すことや、教育の機会均等が崩されることが懸念されますが、そうした事態を生まないようにすべきです。見解を求めます。(質問12)

文部科学省は、学校統廃合の「手引き」で、小中一貫教育を一定の学校規模を確保するための工夫例として明記しているとのことですが、義務教育学校・小中一貫校を、学校統廃合の道具にしてはならないと考えますが、見解を求めます。(質問13)